

西条農業革新都市総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年7月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 (5.0 + 4.3) / 2 = 4.7

A

i) 取組の進捗(下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1	新しく拡大した販路による販売額	A
B(4点)	2	食関連企業に対する企業立地促進奨励金の交付件数	A
C(3点)	3	農業経営費	A
D(2点)	4	年間農産物販売金額2千万円以上の経営体数	代替指標
E(1点)			

代替指標に基づく進捗度(当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	4	新しく拡大した販路による販売額のうち、サンライズファーム西条を除く市内の経営体から出荷された額	定性的評価
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	4	年間農産物販売金額2千万円以上の経営体数	B
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

評価指標毎の進捗の評価の平均値 (5 × 3 + 4 × 1 + 3 × 0 + 2 × 0 + 1 × 0) / 2 = 4.8

①... 4.8

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載 なし

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))  
 ・流通機能や加工、さらにはそれらを総合した地域的な産業クラスターの展開など、連携についても充実が図られている。  
 ・新たに開拓する販路による販売額を代替指標とすることは妥当。できれば、そのうちのサンライズファームとそれ以外のシェアを示せるとよい。一方、販売額だけだと取り組む経営体の数が増えたかどうかは不明にならざるを得ないが、経営体数は重要な指標ではないか。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... +0.2

i) の評価 ①+②

5.0

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。(評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2+2+2+3)/4=2.25 四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、3×0.2+3×0.1+2×0.7=2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

正：平成24年3月末までに計画が認定された地区／準：平成24年3月末時点では計画が認定されていない地区

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	新しく拡大した販路による販売額	A
B(4点)	2	食関連企業に対する企業立地促進奨励金の交付件数	B
C(3点)	3	農業経営費	B
D(2点)	4	年間農産物販売金額2千万円以上の経営体数	B
E(1点)			

(専門家所見(主なもの))

- ・「新しく拡大した販路による販売額」について、関係者間コーディネートと流通機能の充実はこの種の事業には必須のことなので、今後、目標達成のためにさらなる充実を期待したい。
- ・規模を4倍に拡大したとしても、20ha規模で19.1万円/10aの農業経営費を実現するというのは、容易ではないと思われる。このように、目標値が非常に意欲的な数値となっていると判断される一方、目標達成の取組が必ずしも明瞭に示されていない。
- ・サンライズファームの成果を、他の既存農場にも波及させる方向での取組を期待する。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値

$$(5 \times 1 + 4 \times 3 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 4.3$$

4.3

## Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A~E)

i) + ii) の平均値  $(3.7+3.8)/2=3.8$

**B**

### i) - ① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

#### ●先進技術を用いた省力化の推進

(概要)

・国有農地を企業が賃借し、営農可能となるよう国との協議を行ったところ、試験研究目的で使用する場合は可能との結論を得た。

(規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))

・河原津干拓地の国有農地の利用については、地域における干拓地全体の活用についての検討状況を確認しつつ対応したい。

(専門家所見(主なもの))

・企業による国有農地の試験研究目的の利用が可能となった点は評価できる。ただし、当初予定していた利用案の一時中断により今年度は具体的活用に至っていない。

3.5

### i) - ② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

・財政支援(小水力発電推進のための補助事業)の活用はまだ大きなものではないが、今後、金融支援措置も含め、活用実績があがることが期待される。

3.8

i) - ① + i) - ② の平均値(注)

$(3.5+3.8)/2=3.7$

3.7

### ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

・立地企業に対する優遇措置(食品関連産業への補助金の交付(5年間))が講ぜられるとともに、支援サービス体制も整えられている。

3.8

## Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

平成24年度は委員による現地調査は行われていない。

## Ⅳ 総合評価(I~III)

$(4.7+3.8)/2+0.25=4.5$

「Ⅰ+Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

・サンライズファーム西条の実績が先行している観があるが、流通機能、パッケージ・加工機能の稼働による効果はこれから現れてくるものと思われ、この点に期待したい。  
・全体的には、適切な内容と評価できる。

**A**

このため、Ⅰ及びⅡの平均値(4.25)に上記所見を加味(+0.25)し、総合評価結果をB(4.5)とする。

(注) i) - ①、i) - ②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。